国自整第２０３号の３
令和８年１１月６日

一般社団法人　日本自動車車体工業会会長　殿

国土交通省
物流・自動車局自動車整備課長

「「自動車の用途等の区分について（依命通達)」の細部取扱いについて」
（平成１３年４月６日付け国自技第５０号）の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので連絡します。

別 添

国 自 整 第 ２ ０ ３号
令和８年１１月６日

各地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長　殿

物流・自動車局自動車整備課長

「「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて」
（平成１３年４月６日付け国自技第５０号）の一部改正について

標記について、別添新旧対照表のとおり改正したので、令和８年１１月１３日からはこれにより実施されたい。

別 添

「「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて（平成１３年４月６日国自技第５０号）」の一部改正について

新旧対照表

（制定）平成１３年　４月　６日　国自技第５０号

（最終改正）令和８年１１月　６日　国自整第２０３号

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>（略）
３－４　用途区分通達４－１－３（４）の自動車
<table><tr><th>車体の形状</th><th>構造要件</th><th>留意事項</th></tr><tr><td>キャンピングトレーラ</td><td>　キャンプをすることを目的とした被けん引自動車であって、キャンプ時において、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。
１（略）
２　次に掲げる要件を満足する水道設備及び炊事設備を有し、車室内に水道設備の洗面台等及び炊事設備の調理台等並びにコンロ等の設備を有していること。
　水道設備及び炊事設備の要件は、キャンピング車の構造要件２（１）、（２）、（３）を準用する。
（削除）</td><td>（略）</td></tr></table>附　則　（令和８年11月６日　国自整第203号）
１　本改正規定は、令和８年11月13日から適用する。</td><td>（略）
３－４　用途区分通達４－１－３（４）の自動車
<table><tr><th>車体の形状</th><th>構造要件</th><th>留意事項</th></tr><tr><td>キャンピングトレーラ</td><td>　キャンプをすることを目的とした被けん引自動車であって、キャンプ時において、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。
１（略）
２　次に掲げる要件を満足する水道設備及び炊事設備を有し、車室内に水道設備の洗面台等及び炊事設備の調理台等並びにコンロ等の設備を有していること。
　水道設備及び炊事設備の要件は、キャンピング車の構造要件２（１）、（２）、（３）を準用する。
　なお、２（１）エ及び（２）ク中括弧内は適用しない。</td><td>（略）</td></tr></table>（追加）</td></tr>
</table>

令和８年１１月
物流・自動車局
自動車整備課

「「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて」（平成１３年４月６日付け国自技第５０号）の一部改正について

改正内容

キャンピングトレーラの構造要件について、キャンピング車と同様に、洗面台等の上端が 85cm 以下の場合、利用高さを 160cm から 120cm に変更する改正を行う。

施行日

令和８年１１月１３日（予定）